

— 生き抜いた証 — 日本のハンセン病史と朝鮮人

はじめに

—らい予防法廃止から20年、(前年、沖縄愛樂園訪問)
国家賠償訴訟から15年のつながりから—

◎ 韓国ソロクト病院を訪ねて(2003年8月)

※ 植民地支配下のハンセン病対策 (朝鮮癩予防法・1931年)

映像視聴「海峡超えた問い合わせ」 過酷な懲罰／補償請求

◎ 療養所・社会復帰者らコリアンの患者運動

※ 戦後の出入国管理体制に抗する戦いと懲戒権

金貴粉さん益田講演～レポート・写真紹介

※ ハンセン病をめぐる世界の実態にふれて

■ハンセン病の歴史

- 1907年（明治40年） 法律第11号「癩予防ニ関スル件」制定、2年後に施行。
- 1909年（明治42年） 連合府県立の公立療養所が全国5カ所に設立（1100床）
- 1915年（大正4年） 全生病院にて断種手術開始。
- 1916年（大正5年） 予防法の施行細則改正、療養所長に懲戒検束権付与。
- 1917年（大正6年） イギリス人宣教師コンウォール・リーが草津・湯之沢に聖バルナバ医院を設立。
- 1919年（大正8年） 内務省ハンセン病患者一斉調査、総数16,535人。
- 1930年（昭和5年） 岡山県に国立長島愛生園開園（初めての国立病院）
- 1931年（昭和6年） 「らい予防法」改正。全患者を強制隔離の対象とする。
- 1936年（昭和11年） 「無らい県運動」高まる。
- 1940年（昭和15年） 本妙寺事件 157名の患者らを強制収容
- 1943年（昭和18年） アメリカでプロミンの有効性報告される。
- 1946年（昭和21年） 日本国憲法公布。（患者に選挙権が与えられる）
- 1947年（昭和22年） プロミンが国内で使用され始める。
- 1948年（昭和23年） 優生保護法で患者の断種・妊娠中絶を合法化。
- 1951年（昭和26年） 全国の全患者による自治組織「全患協」設立。
藤本事件おこる。
- 1953年（昭和28年） 「らい予防法」改正闘争。（「らい予防法」の改定案が上程、一度は廃案になるが再提案され、患者側は反対デモ、ハンストなどで抵抗したが成立。）
竜田寮児童通学拒否事件（黒髪事件）おこる。
- 1953年（昭和28年） ローマ国際会議。（隔離政策をやめようと宣言、世界は解放治療へ）
- 1960年（昭和35年） WHO（世界保健機構）外来治療管理の方向を勧告。
- 1988年（昭和63年） 邑久長島大橋（人間回復の橋）架橋。
- 1996年（平成8年） 「らい予防法」廃止、「らい予防法廃止に関する法律」制定。
- 1998年（平成10年） らい予防法違憲国家賠償請求訴訟おこる。
- 2001年（平成13年） 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決。
- 2003年（平成15年） アイレディース宿泊拒否事件
- 2005年（平成17年） ハンセン病市民学会設立

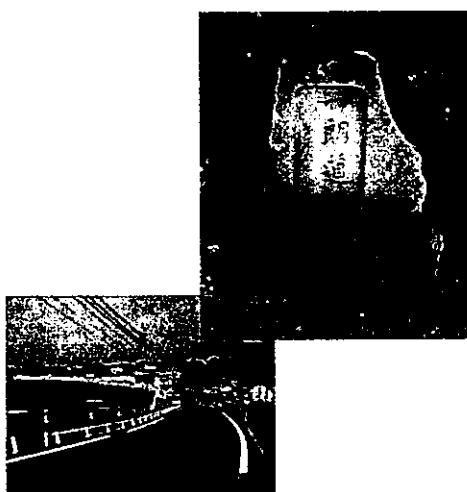
ハンセン病と在日朝鮮人

- ・在日朝鮮人入所者数→男性34名、女性49名、計83名(2014年11月)
- ・全国の入所者数→男性685名、女性783名、計1,468名 (2017年5月)
※平均年齢85.3才
- ・1922年の年報によると、全生病院に朝鮮人が1名いるとの記載がある。
- ・1959年、全国国立療養所の朝鮮人入所者数は704名。その後、減少。(『国立療養所年報』)
→その割合は1971年まで全入所者数の6パーセント前後を維持。

在日朝鮮人の入所経緯

- 戦前、朝鮮出身者のほとんどは労務者として故国を離れた人々であり、強制連行されてきた者も多い。
なかには家族も知らぬうちに田んぼから拉致され、釜山港から麻縄で数珠つなぎされてきた者もいた。
(長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程』)
- ➡ ハンセン病の感染や発病には環境が大きく影響。
朝鮮人はその生活を植民地支配によって低く押し下げられていたため、一般社会よりも高い割合で療養所に入所していた。

入所後は日本人入所者以上に働き続けた



具奉守(グ ボンス)さん
1931年7月に長島愛生園
に入所。当時、土木部主任として数十名の部員の
前に立ち、園内の道路開
拓や住宅敷地造成に大き
な貢献をした。

1938年10月に完成した
恩賜記念館下の切り通し
工事は彼の名を残すため
「一朗道」と名付けられた。



文守奉(ムン スポン)さん

1921年、24歳の時に渡日。
1929年に発病し、全生病院
に入所。
1935年から1948年までの
14年間は農産部の長として
朝5時から午後4時頃まで
懸命に働いた。

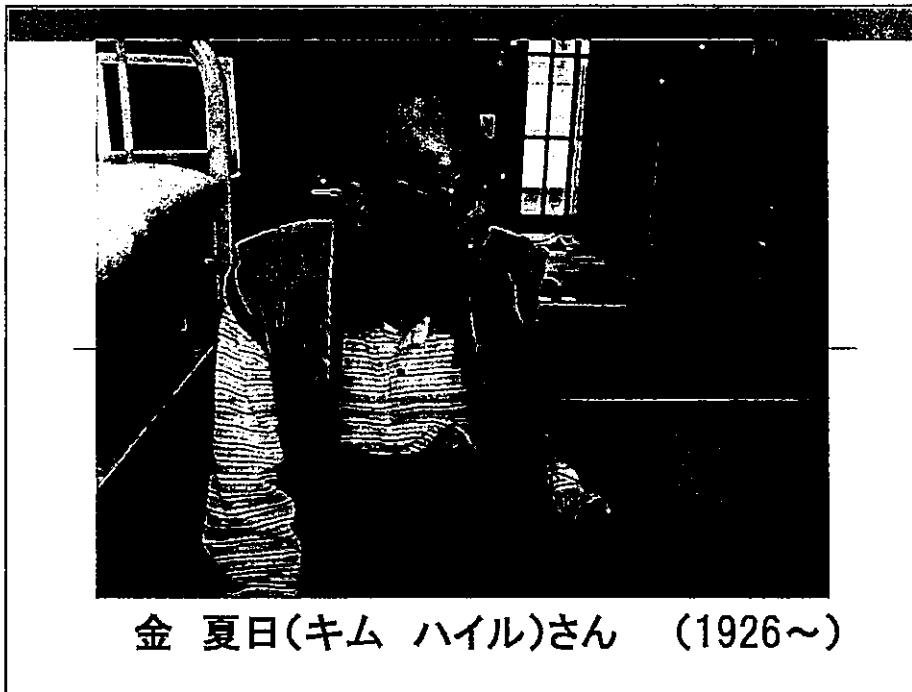


「舌読」 栗生樂泉園 1971年(撮影・趙根在)

金夏日さん短歌作品

指紋押す指の無ければ外国人
登録証にわが指紋なし

点訳のわが朝鮮の民族史
今日も舌先のほてるまで読みぬ



金 夏日(キム ハイル)さん (1926~)



金 奉玉(キム ボンオク)さん (1926~2012)

在日患者にとっての戦後とは

- ・祖国分裂による一時的な思想対立
 - ・「出入国管理令」第24条に日本国外へ強制退去させることができる外国人として「らい予防法の適用を受けているらい患者」と記載される。
(1951年10月4日制定公布)
→在日入所者に強制退去の不安が広がった。
 - ・国民年金法で適用外にされる。
→その後、十年余りの待遇改善運動を展開。

在日朝鮮人患者と出入国管理体制

- ・解放後の日本にいた朝鮮人の数→約240万人
- ・1945年9月1日厚生・内務両省から出された「警保局発第三号」
→在日朝鮮人の帰国情事の始まり
- ・1946年3月 マッカーサー司令部の指示により、計画輸送のための引き揚げ希望者の登録がおこなわれ、地方官庁が中心となって朝鮮人帰還を始めた。しかし、希望者の多さに比べ、実際の帰還者数は少なかった。
- ・1950年6月の朝鮮戦争に至るまで、一旦帰国した朝鮮人の日本への逆流(密航)と強制送還とが繰り返された。

外国人登録令の公布

- ・1947年5月2日 ポツダム勅令207号「外国人登録令」公布
→「帝国臣民」から「外国人とみなされる者」への一方的な身分変更

【外国人登録証への反発】

・外国人登録証明書は本人の携帯所持が義務付けられていたにも関わらず、「癩予防法」によって隔離政策がとられていたため療養所で一括保管し、証明書を個人には渡していない。事実上、「癩予防法」を盾に外出制限をかけるための手段となっていた。(金相権「雑草の如くに」『喊声』1983年)

→「外国人登録」の義務化は、在日朝鮮人ハンセン病患者の権利確認のためのものではなく、事実、各療養所の朝鮮人管理や治安維持の手段ともなった。

ハンセン病患者への「帰還禁止」と「強制退去」の矛盾

【ハンセン病患者の帰還禁止】

- ・ハンセン病患者の朝鮮への帰還禁止。
(1946年1月19日SCAPIN-627「らい患者の引揚」)

→1948年10月 瀬戸内三園協議会の場で長島愛生園入所者自治会より「朝鮮出身帰国希望者帰還方嘆願の件」が提出され、厚生大臣宛の請願書にも「速やかに此等帰国希望病友を全国的に一括して帰還の便を講ぜられるよう」要請。しかし、実現せず。

(『隔絶の里程』長島愛生園入園者自治会、1982年)

【強制退去に関する記載】

・出入国管理令(1951年10月4日公布)第24条

- ・強制退去させることができる外国人として「癩予防法の適用を受けている癩患者」と記載。
→多磨全生園の金哲元他77名が、強制送還をしないよう厚生省を始めとする関係諸機関に連名で嘆願書を送った。
ハンセン病患者への強制送還という大きな問題が新たに浮上。

朝鮮人患者の訴え

・「過去私たちが渡航して来るに当り、やむにやまれぬ事情と、また日本軍国主義の政策にもとづき、徴兵、徴用等で渡航して来ていることは明白な事実であり、はからずも不幸なる病に仆れた者を強制送還するとはあまりにも無慈悲な仕打ちであり、また今日、祖国の内乱の真最中に私たち韓国人を強制的に退去させるような政令を立案することに、誠に遺憾極まりなく思うのであります。」

(『友愛会二十年史』友愛会、1968年)

政府の反応

・「人道上悖らないような措置を講じて行きたい」

(政府委員・石原幹市郎発言)

『参議院外務委員会会議録第六号』1952年2月26日

・「以前から日本におった人たちで、この癩患者になつておる人たちのうちで、特に癩の療養所で乱暴狼藉を働くというような、特別に秩序を紊すとか、癩であるという以外に害毒を特別に起こしておられるという人に対しては、やはり帰って頂くよりほかないという考え方であります。」

・(政府委員・鈴木政勝発言『外務・法務連合委員会会議録第四号』1952年4月22日)

朝鮮人団体の結成と年金問題

【各園で結成された朝鮮人団体(1960年)】

療養所名	会の名前	療養所名	会の名前
松丘保養園(青森県)	互愛会	長島愛生園(岡山県)	親和会
東北新生園(宮城県)	朝友会	呂久光明園(岡山県)	互助会
栗生栄泉園(群馬県)	協親会	大島青松園(香川県)	同愛会
多磨全生園(東京都)	互助会	菊池恵楓園(熊本県)	友愛会
駿河療養所(静岡県)	親睦会	星塚敬愛園(鹿児島県)	同友会

※金永子「国民年金法成立とハンセン病療養所の在日朝鮮人」四国学院文化学会
『四国学院大学論集』第101号、1999年、8頁より引用

朝鮮人団体設立のきっかけ

・多磨全生園の前身である全生病院では、1929年、32歳の時に入所した文守奉(戸倉文吉)が同胞の会をつくろうと一人ひとりを説いて回り、当時院長であった林芳信にお願いしたところ、「君たちは遠く故郷をはなれて淋しかろう。会をつくってみんなが話し合い助け合うことはよいことだ」と許可をし、会の発足となった。

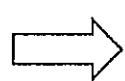
(『俱会一処一患者が綴る全生園の七十年』多磨全生園患者自治会、1979年、123頁)

・「我々は療養所内でお互いに助け合いはげまし合っていく意味におきまして、各々親睦会を組織しております。当園ではそれを互助会と云っております。100名に余る同胞病者の団体で、真の親睦会であります。」

・川村寿夫「谷間の声ー在日朝鮮人ハ氏病患者同盟の活動と年金問題ー」『楓』第23巻8号、1960年8月、38頁

・星塚敬愛園の同友会は、1959年5月に結成された。同友会がまず取り組んだのは、年金問題であり、年金獲得運動を展開した。

『名もなき星たちよー星塚敬愛園五十年史ー』星塚敬愛園入園者自治会発行、1985年、300頁



年金問題解決のため、結成した園が多かった。

年金獲得運動と盲人、在日朝鮮人



「点字タイプライターを打つ」
駿河療養所
1959(昭和34)年

1960(昭和35)年3月より、実際に障害福祉年金1500円、老齢福祉年金1000円が支給されるようになる。

・「あの時、支給された年金を、知覚のない掌に乗せてもらい、手の切れそうな千円札を唇で確かめた感激は、いまでもはっきり覚えている。かすかなクレゾール石けん水の匂いまでが、なんともいえず嬉しくありがたかった」

(『名もなき星たちよ』星塚敬愛園入園者自治会)

各階層別月額収入(1960(昭和35)年度)

階層	年金額	手当	不自由者手当	計
障害福祉年金	1500	500	250	2250
老齢福祉年金	1000	500	250	1750
外国人不自由者		500	250	750
作業従事者 (平均作業質)	800	500		1300

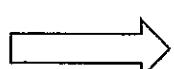
※全国ハンセン病療養所入所者協議会『復権への日月』より作成 (単位 円)

1960年当時の物価

- 大卒初任給 13100円
- かけそば 35円
- コーヒー1杯 60円

療養所内に生じた深刻な経済格差

- ・国民年金の支給対象の限定
- ・年金受給者の額が園内作業従事者の
作業賃を上回る
- ・障害の度合いが低い者→労務外出



園内での生活に混乱をきたす・
人間関係の悪化

●経済格差によって…

「福祉年金の支給は不自由者に若干ながら経済的なうるおいをもたらしたが、外国人療友には苦痛をもたらした。日本人患者が一ヶ月2,000円から2,500円の給付を受けるのに対し、外国人患者は750円、作業不能者は500円の慰安金だけ、作業従事者は月額1,200円程度の総収入で全てをまかなわなければならぬ。

年金の支給日になると外国人療友は肩身の狭い思いをし、同室の人たちがたまにおこなう会食の相談を始めるところと部屋をぬけ、便所に姿を隠し、余りの情けなさに涙を流す人さえあつた。」

『全患協運動史－ハンセン氏病患者のたたかいの記録－』全国ハンセン氏病患者協議会編、一光社、1977年、145頁

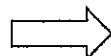
在日朝鮮人韓国人ハンセン氏病患者同盟 の結成

・1959年12月

「在日朝鮮人韓国人ハンセン氏病患者同盟」(通称
「同盟」)結成

【目的】

長年日本に在住し、不幸にも病におかされた約700人の同胞療友の親睦と横の連絡をはかるため。



最大の目的は、国民年金の施行以来、民族的、経済的差別を強いられたことに対し、自らの生活と福祉を守るために団結して統一した運動を進めることにあった。



「同盟による同胞団体への陳情」1960年代

全患協運動の闘いの中で

・「朝鮮人といえども同じ療養所に同じ病を養っている限り、差別なく待遇されるのが当然であり、事実從来から殆どそのような待遇を受けてきたものであり、当然の権利として当該療友に国民年金が支給されようという時、全国療養所の入所者中、約一割を占める朝鮮人療友の一級該當者ならびに老齢者が除外されるのはうなづけない。」

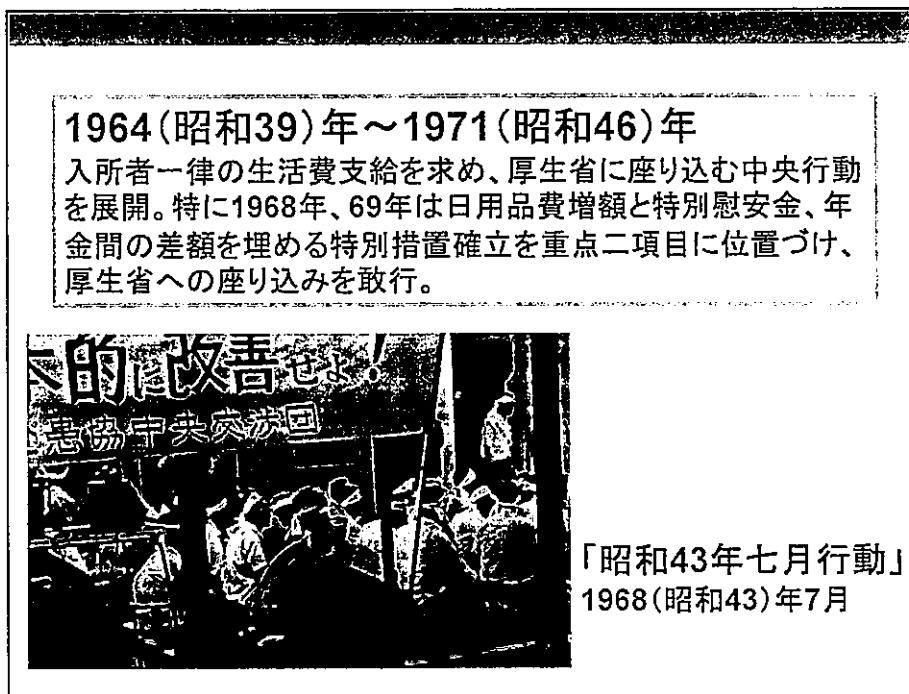
療養中の朝鮮人の中で年金受給の資格のありとみなされるものに対しては、年金に準じた待遇がなされるのが人道的立場から見ても当然である。」

(『全患協ニュース』1959年10月1日)

全患協運動と年金問題

・1959年8月 全患協第四回支部長会議(於・長島愛生園)
→全支部の代表が年金問題の審議の中で人道的な立場から外国人一級障害者の援護措置を強く発言し、年金準用の要求を決定。

・1960年11月 全患協第五回支部長会議(於・松丘保養園)
→外国人患者の年金適用について、生活保護法やらい予防法の家族援護の適用、外国人による日本政府への税金納入、人道的、国際的親善等の要求根拠を明らかにしながら適用を求めた。



「昭和43年七月行動」
1968(昭和43)年7月



「昭和44年七月行動」
1969(昭和44)年7月

結びにかえて

- ・植民地期に経済的な理由などで日本に渡らざるをえなかった。劣悪な環境の下で生活しなければならない朝鮮人が多く、ハンセン病療養所に入所した割合も高かった。
- ・在日朝鮮人のハンセン病患者は、患者として癪予防法下で生き方を制限させられただけではなく、解放後においても「帝国臣民」から「外国人」に変えられた。出入国管理体制により、自由に境界線を越えることを禁止され、管理、取締りの対象とされた。それにより故郷や家族との分断を強いられることになった。
- ・療養所内における経済格差により、平穏な生活を送ることができなかった。



「病棟を見舞う」 多磨全生園 1961年 (撮影・趙根在)